

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

号外(一) 平成二十六年 五月三十日

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十二号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三土木事務所長の部四の項第七号中「及び第三十五号から第三十九号まで」を「第三十五号から第三十七号まで、第三十九号及び第四十号」に改め、同項第二十一号中「第四十七条の三第一項」を「第四十七条の四第一項」に改め、同項第二十二号中「第四十七条の三第二項」を「第四十七条の四第二項」に改め、同項第二十三号中「第四十七条の四」を「第四十七条の五」に改め、同項中第五十五号を第五十六号とし、第三十八号から第五十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三十七号の次に次の一号を加える。
38 法七十二条の二の規定により限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者等に対し、報告をさせ、又はその職員に、限度超過車両の所在する場所若しくは限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者の事務所等に立ち入り、物件を検査させること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

平成二十六年五月三十日

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十二号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年五月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二土木事務所の表六の項課長専決事項の欄第二号中「第三十二条第五項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第四十七条の四の」を「第四十七条の五の規定による」に改め、同欄第五号中「第四十八条の十一第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第四十八条の十五第四項の」の下に「規定による」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十六年五月三十日から施行する。

平成二十六年五月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐阜文芸社